災害時における特別措置について

１．目　　的

　　　商工貯蓄共済の既存融資残高のある加入者が自然災害の発生により経営に影響を受けた場合に、既存融資残高の返済猶予等について、必要な事項を定めることを目的とする。

２．対 象 者

「災害救助法」又は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用地域若しくは北海道中小企業総合振興資金・災害貸付の対象として道が特別に必要と認める地域の商工会員のうち、商工会長から罹災証明書（別紙）の提出のあった加入者とする。

３．特別措置

　　　既存融資残高の返済が一時的に困難な加入者に対し、下記４の猶予期間における返済を猶予する。なお、当該期間においては約定利息を徴収するが、遅延損害金は徴収しない。

４．猶予期間

　　　自然災害発生直後の約定返済日（５日又は１５日）から起算し、３カ月以内とする。

５．開始時期

　　　この要領は、平成２６年１０月１６日から実施する。

別紙

災害時特別措置に係る罹災証明書

事業所所在地

○○○（注１）に起因し、下記のとおり被害のあったことを証明等願います。

平成　　年　　月　　日

事業主名

記

１．被害状況

1. 資産の損失額
2. 建 物　　　　　　　　　　　　　　　円
3. 車両・機械装置　　　　　　　　　　　　円
4. 什器備品　　　　　　　　　　　　　　　円
5. 棚卸資産　　　　　　　　　　　　　　　円
6. 売上被害等（売上減など具体的に記入）

２．特別措置について

　　現在の借入残高　　　　　　　　　　　円（当初借入額　　　　　　　万円）

　　返済内容　分割　　　　　　　　　　　円（返済日　　　年　　月　　日～）

　　　　　　　分割　　　　　　　　　　　円（返済日　　　年　　月　　日～）

　　　　　　　一括　　　　　　　　　　　円（返済日　　　年　　月　　日）

　　特別措置希望　　　　　　（　　　　）カ月

上記のとおり相違ありません。

平成　　年　　月　　日

商工会長名

（注１）○○○には、例えば「○○日発生した大雨災害等」を入れる。